

笑顔あふれる子育て応援事業 委託業務仕様書

1 事業の名称

笑顔あふれる子育て応援事業

2 事業の目的

核家族や共働き家庭が増え、近隣との交流の機会が少なくなっている社会環境の中、家庭や地域の「子どもを育てる力」が低下していることや、子育て家庭が孤立しがちなことが懸念されている。このため、子育てと子育て家庭を地域で支え、応援する社会づくりを目指し、次の事業を地域の団体に委託して実施する。

3 委託事業の内容と委託料

以下の(1)～(5)に掲げるの中から事業を選択し、岡山県備前県民局（以下「県民局」という。）管内（岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町）で実施すること（複数選択可）。

更に、選択した事業をそれぞれ複数回実施すること。

必ず 選 択 す る 事 業	<p><u>1 世代間交流等事業</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・世代を超えた地域住民の交流を促進し、地域のつながりを強める事業。 (例) 昔ながらの遊びで交流。伝承文化体験イベントの開催。 (例) 地域の行事や問題等について、地域の関係者が集まり、話し合いや取り組みを行う。 	委託料 上限 30万円
	<p><u>2 子どもの居場所づくり事業</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域で子どもや乳幼児親子の居場所等を設けるなど、地域資源の創出を図る事業。 ①居場所づくり (例) 子ども食堂や学習支援の場等の子どもの第三の居場所の開設を目指す。 (例) 乳幼児が親子で遊んだり、くつろいだりする居場所を創設する。 ②育成学習会 (例) 居場所づくりに関わるスタッフの学習会を開催。 	
	<p><u>3 子どもの外遊び促進事業</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの健全な育成のため、子どもの外遊び促進を図る事業。 (例) 自然の中での遊びを体験してもらい、マナーについても指導する。 (例) プレイカーを派遣するイベントの開催。 	

	<p>4 ネットワークづくり事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援者・団体が、子育てに関する知識や課題への学習等を通じて、支援者のネットワーク化を図る事業。 <p>(例) 現在の子育て事情、子育て制度等についての学習会を開催。</p> <p>(例) 支援者同士で子育て情報や地域の情報について共有する機会を設け、その成果を冊子やマップ、ホームページ等で発信する。</p>	<p>委託料 上限 30万円</p>
	<p>5 パパ育児支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性の家事や育児のスキルアップを図り、育児参加を促進する事業。 <p>(例) 父親を対象とした子育てひろばの開催。 (ベビーマッサージ、歌遊び、読み聞かせ等の開催。)</p> <p>(例) 離乳食やお弁当づくり等の料理教室、家事教室の開催。</p>	
<p>プ ラ ス ア ル フ ァ 事 業</p>	<p>(ア) 小中学生の乳幼児ふれあい体験事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1 世代間交流等事業」と併せて実施可能。 ・乳幼児とのふれあいを通して、命の大切さや、結婚や子育てを身近に感じる機会をつくる事業。 <p>(例) 遊び等を通して乳幼児とふれあう機会を提供する。</p> <p>(例) 乳幼児と一緒にごはんを食べたり、手遊びをしたり、ふれあえる時間を設ける。</p>	<p>上限 5万円を 上乗せ</p>
	<p>(イ) アウトリーチ型支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「2 子どもの居場所づくり事業」と併せて実施可能。 ・支援が必要であるが居場所等に参加しなくなった子どもに対して、家庭への訪問型支援を行う事業。 <p>(例) 居場所に来られなくなった子の家を訪問したり食事を届けたりする。</p>	
	<p>(ウ) 協働実施推進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「1 世代間交流等事業 ～ 5 パパ育児支援事業」の全ての事業で選択実施可能。 ・他団体との協働実施を通じて運営力を高め、活動を持続可能なものとする事業。 <p>(例) 子育て支援団体同士が協働して事業を実施する。</p> <p>(例) 地域の保育園、幼稚園、学校の部活動、町内会等と協働してイベントを実施する。</p>	<p>上限 10万円を 上乗せ</p>

※ 委託料は業務実施に直接要する経費を対象とします。(「5 委託料の対象経費」のとおり)

※ 対象経費の実支出額が委託額に満たない場合は、実支出額を委託額とする。

※ 実支出額が委託額を上回った場合について、委託額は変更しない。

4 業務の細目

- (1) 県民局との連絡調整
- (2) 事業の企画及び立案
- (3) 実施市町、関係団体等との連絡調整
- (4) 広報（案内チラシ作成等を含む。）
- (5) 会場の確保（地域との調整を含む。）・設営
- (6) 運営
- (7) 記録・報告（実施状況の写真を撮影して記録し、適宜県民局へ報告すること。）
- (8) 事業実績報告書の作成・県民局への提出
- (9) その他上記に関連する業務

5 委託料の対象経費

委託料の対象経費は、業務実施に必要な経費のうち次の表のとおりとする。

<対象経費>

項 目	説 明
報償費	講師等への謝金等
賃金	本事業の実施に直接必要な人件費 ※他業務と兼務する場合は、本事業に従事した時間のみを対象とする。(例)団体スタッフやアルバイトの人件費
旅費	講師、団体スタッフ等の交通費実費
需用費	印刷製本費（案内チラシ、資料等） 消耗品費（材料費を含む。） ※本事業の実施に必要な物品に限る。 ※飲食に係る経費は、交流イベント等において対象者と一緒に調理する食品材料費、熱中症対策の飲み物、打ち合わせ時のお茶、コーヒー等社会通念上認められる飲み物に限る。（参加者に提供するのみの食材費は対象とならない。）
役務費	保険料、通信運搬費、振込手数料等 ※本事業に係る経費として明確に区分できるものに限る。
使用料及び賃借料	会場使用料、バス借上料、機材等使用料・賃借料
その他	個別に委託者が必要と認める経費

※備品購入費は対象外とする（リース・レンタル料は可）。

6 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）までの間

7 業務完了報告

業務が完了した日から起算して14日を経過した日又は令和9年2月26日（金）のいずれか早い日までに関係書類を添付の上、「笑顔あふれる子育て応援事業 事業実績報告書（様式5）」を提出すること。

<添付書類>

- (1) 実施状況報告書（様式6）
- (2) 報告書（様式6 別紙）
※県民局ホームページに掲載するための様式となります。
- (3) 経費精算書（様式7）
- (4) 実施した事業に関するアンケート調査の結果
- (5) イベント等の案内チラシ、研修資料等を作成した場合は当該資料

8 委託額の確定

県民局は、上記7により提出のあった業務完了報告に関する書類について確認を行い、その内容が適正であると認めたときは、委託料の額を確定し、通知するものとする。

なお、確定額は事業に要した実支出額と委託契約額のいずれか低い額とする。

9 委託契約の解除

県民局は、本業務の委託を受けた者が募集要領、委託仕様書又は委託契約書に違反したとき、又は委託業務の遂行が困難であると認めたときは、委託契約を解除し、委託料の全部又は一部について返還を命じることができる。

10 書類の保管等

本事業の委託を受けた者は、委託業務の実施内容に関する書類とそれに伴う経費に関する帳簿を備えるとともに、帳簿は費用ごとに区分して記載すること。さらに県民局の請求があったときは、それらの書類を提出できるよう整理し、委託業務が完了した日の属する会計年度の終了後（業務を実施した翌年度から）5年間保存すること。

11 留意事項

- (1) 本事業は、第三者に再委託することはできない。ただし、業務の一部について、県民局が特別の理由があると認め、あらかじめこれを承諾した場合はこの限りではない。
- (2) 本事業の実施に際して知り得た事実又は個人情報、事業実施期間及び事業終了後におい

ても第三者に漏らしてはならないこと。

- (3) 本事業の実施に際しては、あらかじめ県民局と十分調整を行うこと。
- (4) やむを得ない事情により事業を中止せざるを得ない場合は、県民局まで連絡すること。
- (5) 参加者との間に発生したトラブルに関しては、責任を持って対処すること。
- (6) 本事業の実施に際して個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年岡山県条例第50号）等を遵守すること。
- (7) 本事業に係る事業実績報告書等に記載された取組状況や成果等の内容（写真を含む）については、県民局ホームページや広報誌等で公表される場合があることに鑑み、個人情報の保護等に留意して作成等を行うこと。
- (8) 本事業に関して県民局が行う広報等に伴うマスメディアへの対応等については、写真などの広報資材の提供や取材への協力を行うこと。